

川口市障害者福祉手当支給条例の一部改正（案）への意見募集結果

1	意見募集期間	令和7年5月26日から令和7年6月25日	
2	意見提出者	2名	
3	意見件数	2件	
4	意見内容		
【意見の趣旨】		【市の考え方】	案の修正
(1)	精神障害は、近年ますます理解と治療法が進みつつあるが、未だに不明のことも多く、病名や病態から一概に罹患者の状態を把握することは難しく、個々の患者のケースに応じて診断している。個別の診断が必要な中で、誰しもを年齢で単純に線引きすることは、医療者の判断を軽んじるものである。本件年齢制限の考え方は、市民生活の現状を十分に省みていない。市民生活のために何を優先するのか、今一度十分に議論してほしい。年齢制限については反対である。	65歳以上の方については、介護保険制度等のサービスが利用できるなど、総合的な支援が行われています。そうした中で、本制度を今後も安定的かつ継続的に実施するために、65歳以上になって初めて障害者手帳を取得された方を対象外とするものです。	なし
(2)	制度の維持をうたっているが、国と同じようなことをやっているのでは地方自治の必要がないのではないかと。予算を理由にしているが大規模開発を見直せばよいのではないかと。福祉を少しずつ削減することによって将来への不安を増長し、市民の経済活動の委縮につながるメッセージを市が発することになるのではないかと。誤ったメッセージを発することによる税収減が憂慮され、それこそ制度の維持ができなくなるのではないかと。希望を持てるような、また将来不安が少しでもなくなる動きを期待する。	本市の障害福祉施策は、これまでのところ、市民の要望に応えるため、柳崎しらゆりの家の建設をはじめとした様々な事業に取り組んで参りました。その際には、優先順位を十分検討した上で限られた予算を効果的・効率的に執行してきたところです。 65歳以上の方については、介護保険制度等のサービスが利用できるなど、総合的な支援が行われています。そうした中で、本制度を今後も安定的かつ継続的に実施するために、65歳以上になって初めて障害者手帳を取得された方を対象外とするものです。	なし